

【診療・検査医療機関設備整備事業】新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業 Q&A

NO.	質問内容	回答	備考
補助対象事業者、補助条件、期間等について			
1	どのような医療機関が対象になるのか。	令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績(疑い患者を含む)がある診療・検査医療機関が対象です。 ※診療実績は、必ず、医療機関等情報支援システム(G-MIS)にご入力ください。県において、G-MISにより、診療実績を確認させていただきます。 ※診療実績を確認できない場合には、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済みの場合は、補助金の返還が必要となります。	
2	新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績は、県でどのように確認するのか。	実績報告時においてG-MIS入力実績で確認します。診療実績等を確実にG-MISに入力していただくようお願いします。	
3	診療・検査医療機関とは何か。	発熱等の症状がある患者、新型コロナ患者又はその疑い患者に対する外来診療が可能な保険医療機関です。 厚生労働省では、5月8日以降「外来対応医療機関」と名称変更されますが、奈良県では引き続き「診療・検査医療機関」として運用します。	
4	対象医療機関として「令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある診療・検査医療機関」とありますが、疑い患者を検査した結果陰性であった患者の診療は実績となるか。	診療・検査医療機関は疑い患者も含めて対応するものと考えられますので、検査した結果陰性であった患者への対応も実績となります。	
5	5月7日まで奈良県の発熱外来認定医療機関の認定を受けていたが、補助対象か。	補助対象外です。改めて診療・検査医療機関の要件を満たした上で、申請を行い診療・検査医療機関の指定を受けていただく必要があります。	
6	補助対象期間はいつまでなのか。	令和5年5月8日(又は5月8日以降の診療・検査医療機関の指定日)以降に生じた経費であり、令和5年9月30日までにかかる経費が対象となります。 令和5年9月30日までに納品・設置が完了するものに限り、補助対象期間内に支払が完了していたとしても、納品がされていない場合は補助対象外です。	
7	診療・検査医療機関になるためにはどうしたらよいか。	以下のHP(地域医療連携課)に掲載されている申請書の提出をお願いします。詳細はHPをご覧ください。 https://www.pref.nara.jp/55615.htm	
8	対象期間が令和5年9月30日までとなっているが、延長の可能性はあるのか。	未定です。	
HEPAフィルター空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)、HEPAフィルター付きパーテーション			
9	家庭用の空気清浄機は対象となるか。	HEPAフィルターの付いているものが対象であり、外来等で患者を受け入れる場所に設置する設備が対象です。 一般的な家庭用空気清浄機は対象外です。	
10	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)の設置費は補助対象か？	設置費も補助対象です。(ダクト工事等)	
11	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)を複数台整備したいが可能か。	可能です。なお、同じ設備を複数設置する場合は、(別紙)「理由書」を提出ください。 上限額は1医療機関当たりの金額となっているため、ご注意ください。	
12	HEPAフィルターよりも高性能のフィルターを付けた医科用体外バキュームは、HEPAフィルター付き空気清浄機として補助対象となるか。	体外バキューム装置は「HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)」とは別の機器と考えられるため、対象とはなりません。	
13	HEPAフィルターの交換用フィルターは補助対象となるか。	対象となりません。	
14	陰圧対応可能なHEPAフィルター付き空気清浄機を購入し、陰圧機能を使用しない場合は補助対象となるか。	空気清浄機本体に陰圧機能がついているもので、陰圧機能を使用する場合にのみ補助対象となります。	R5.7.5更新
個人防護具			
15	診療・検査医療機関に携わる医療従事者の範囲は？	発熱等の症状がある患者、新型コロナ患者又はその疑い患者の対応を行う医療機関勤務職員です。(事務職等であっても発熱等の症状がある患者、新型コロナ患者又はその疑い患者の直接対応を行う業務を担当している場合に対象となります。)	
16	複数事業で個人防護具を申請してもよいか。	各補助金事業の目的に応じて、各事業に従事する人数分を申請出来ます。(本事業では診療・検査医療機関に従事する医師や看護師等の使用分のみが対象ですので、入院患者への対応や一般外来で使用するものとは区別してください。) ただし、備蓄等を目的とする整備は補助対象外ですので、令和5年9月30日までに使用可能な数量を申請してください。	
17	シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等を含めて申請してよいか。	シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等は対象になりません。 マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドのみが対象です。	
18	個人防護具の単価や数量は、どのように申請したらよいか。	(別紙)個人防護具積算に基づき算出された枚数等を補助対象とします。 診療・検査医療機関に携わる医療従事者1人当たり3,600円/日、期間は令和5年5月8日～令和5年9月30日の146日が上限です。なお、補助対象期間中に使用しきれない分が補助対象です。	
19	診療・検査医療機関の日数はどのように数えればよいか？	休日を除き、診療・検査医療機関としての診療日数を数えてください。	
簡易ベッド			
20	簡易ベッドはどのようなものが対象か。	発熱外来患者の対応にあたり、緊急的・一時的に設置する簡易的なベッドが対象です。 診察台、入院患者用は対象外です。	
簡易診察室及び付帯する備品			
21	簡易診察室とは具体的にどのようなものか。 また、簡易診察室を設置するために必要な工事費を含んでいいか。	補助対象の簡易診察室は、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいいます。(待合室のみの整備は対象となりません。) また、簡易診察室の構造によっては建築基準法の手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。 なお、直接、設備を設置するための工事費等についても補助対象となりますが、既存建物の増改築等の改修費は補助対象外となります。	
22	簡易診察室を購入することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであるため、特に高額なものについては、基本的にリースでの対応となります。リースよりも購入の方が安価な場合は、購入でも可能となりますが、その場合は理由書を提出ください。)	

23	院内の既存の診察室で発熱外来診療を行っていますが、この診察室は簡易診療室とみなされますか。	既存の診療室で行う場合は、簡易診療室とはみなされません。 簡易診療室とはテントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急的かつ一時的に設置する物です。	
24	建物の新築や増築は対象になるか。	建築、増築の工事費は補助対象外となります。	
25	補助対象設備に「簡易診療室及び付帯する備品」とあるが、「付帯する備品」の対象は何か。	付帯する備品とは、簡易診療室を設置し、発熱等診療・検査医療機関等として感染症外来を行うに際して、診療室機能として必要不可欠なもの(診療室に一般的に最低限備え付けられているもの)になります。(例:机、椅子、非接触体温計など)	
26	「付帯する備品」のみの申請は可能か。	新規に準備する簡易診療室の備品の為、付帯する備品のみの申請はできません。	
27	令和2～4年度に同事業で「簡易診療室」の申請を行ったが、令和5年度に同事業で「付帯する備品」のみの申請は可能か。	令和2～4年度に補助金の交付を受けた簡易診療室に付帯する備品は、令和5年度補助金の対象となりません。	
28	簡易診療室として、移動式の検査車両は対象経費に含まれるか。	簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急的かつ一時的に設置する物であって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室です。この趣旨に合致すれば、検査車両も対象です。 なお、緊急的、一時的に整備が必要となることが想定されますので、リースでの対応を検討してください。	
29	令和2～4年度に同事業で「簡易診療室」のリース費用について申請を行ったが、令和5年度に同事業で「簡易診療室」のリース費用や処分費用の申請は可能か。	令和2～4年度にリースした簡易診療室は、補助対象期間内(令和5年9月30日まで)に解体する場合のみ処分費用が対象になります。また、令和5年度に診療・検査医療機関として引き続きリースで整備する場合は、補助対象期間内(令和5年9月30日まで)のみ補助対象となります。	
30	簡易診療室内に設置する電子カルテ用のパソコン等の整備は可能か	可能です。 ただし、簡易診療室として機能を維持するために必要な台数に限ります。	
その他			
31	令和5年3月10日以降新たに診療・検査医療機関となったが、診療・検査医療機関設備整備事業の申請を行うことは可能か。	可能です。	
32	帰国者・接触者外来等設備事業で令和4年度以前に整備した設備を追加整備することは可能か。	追加整備する必要性が認められる場合に限りです。事業全般のQ27をご参照ください。 追加整備理由書を提出してください。	
33	補助金で購入した物品は廃棄してもよいのか。	単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはなりません。 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付いただくことがあります。	
34	診療・検査医療機関について何度か申請をしていますが、様式に記載する診療・検査医療機関の指定日とはどの日でしょうか。	県から「診療・検査医療機関」の指定書を送付しています。指定書に指定日が記載してありますので、その日をご記入ください。	R5.6.9追加